

Title	芦田均の国際政治観（一）：満州事変前後における連続性を中心に
Author(s)	矢嶋, 光
Citation	阪大法学. 2010, 60(2), p. 101-128
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55324
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

芦田均の国際政治観（二）

——満州事変前後における連続性を中心に——

矢 嶋 光

はじめに

第一章 霞ヶ関外交と芦田均

第二章 芦田均の集団安全保障論と普遍的国際秩序観

第一節 国際連盟評価と普遍的国際秩序観の形成

第二節 『君府海峡通航制度史論』における集団安全保障論の展開

第三節 外務省の対中国政策と芦田均の普遍的国際秩序観（以上、本号）

第三章 芦田均の満州事変外交論

第一節 満州国承認問題

第二節 国際連盟脱退以後における東アジア国際秩序構想

おわりに

はじめに

本稿は、外交官時代から満州事変期にかけての芦田均の政治外交論を分析することによって、当該時期の芦田の国際政治観を明らかにするものである。

芦田は、一八八七年に生まれ、一高、帝大を経て一九二二年に外務省に入省、ロシア勤務を振り出しにその外交官生活の多くをヨーロッパ在外勤務で過ごした。その後、満州事変を契機に政党政治家へと転身し、第二次世界大戦中は非翼賛議員として活動した。戦後は、幣原喜重郎内閣で厚生大臣として入閣して労働法制の整備に尽力し、つづく第一次吉田茂内閣では帝国憲法改正案委員会の委員長に就任して新憲法制定に大きな役割を果たした。さらに、民主党を率いて社会党との連立内閣を成立させると、その首班を担った。この中道政権は、疑獄による退陣という不本意な結末を迎え、芦田も失意の中に政界の表舞台から去ることになった。しかし、朝鮮戦争を契機として主張した積極的再軍備論によって再び脚光を浴びるようになった。この頃から芦田は、中道路線から保守合同路線へと転換していった。一九五五年に自由民主党に合流した芦田は、以後も党の外交通として対外政策に一定の影響力を持ちつづけた。

こうした芦田の政治的足跡は、戦後政治における保守本流を形成したと評価される吉田の比較対象として注目されてきた。なかでも芦田の積極的再軍備論は、まさに吉田の軽武裝論を真つ向から批判する議論として、近年になっても関心を集めている。⁽¹⁾なぜなら、芦田の外交論は「吉田路線」を検証するのに最適であるのみならず、芦田を位置づけることは、戦後日本外交における「吉田路線」の代替可能性を探る試みでもあるからである。

もっとも、これまで芦田の外交論は体系的な外交路線として把握されることはなかった。その理由は、芦田が戦争放棄を規定した平和憲法の制定に携わりながら一転して積極的再軍備論を唱えたために、その変化が強調されてきたことにある。⁽²⁾同時に、この再軍備論への急激な変化の説明として、芦田は国際政治における勢力均衡を重んじるリアリズム外交論者として描かれることになった。⁽³⁾

これに対して、本稿は、従来の研究では本格的に取り上げられてこなかった外交官時代を対象として、⁽⁴⁾芦田の外

交理念が形成される過程を分析し、リアリストとしての芦田像を修正する。具体的には、彼の国際政治観が戦間期新外交の影響を受けて形成されたこと、なかでも戦争違法化や国際連盟を中心とする集団安全保障の理念に裏付けられたものであったことを明らかにする。本稿は、あくまでも戦前における芦田の国際政治観を問うものであるが、新たな芦田像を提示することは、戦後における積極的再軍備論を従来の説明とは異なる視点から再考する一つの手がかりを提供することにもなると考えている。

なお、芦田の政治外交論を分析する際に、幣原喜重郎や吉田茂、重光葵ら同時代の外交官の動向にも注意を払う。彼らは芦田と同様に戦後政治において重要な政治外交家であり、また本稿が取り扱う満州事変前後の時期における日本の外交路線を体現する外交官であるからである。⁵⁾ 彼ら三人との比較によって、芦田を日本外交全体の中に位置づけることができる⁵⁾と考える。

本稿の構成は以下の通りである。まず外務省における芦田の位置について論じる(第一章)。つづいて、外交官時代における芦田の国際連盟や戦争違法化、集団安全保障論に対する評価及び態度を分析し(第二章)、さらに、満州事変への対応と事変以後の国際秩序構想を取り上げて、芦田が満州事変以前と変わることなく、戦争違法化と国際連盟を中心とする集団安全保障の理念を支持していたことを明らかにする(第三章)。最後に、本稿の考察と戦後の芦田の外交論との関連性についての示唆を述べる(おわりに)。

第一章 霞ヶ関外交と芦田均

一九一一年、芦田は第二〇回外交官試験に合格した。一番の成績であった。同期には重光葵や堀内謙介らがあり、重光は第二〇回の首席合格者であった。吉田茂はこれより五期上で、このときイタリア大使館三等書記官であった。

また、一九二〇年代における協調外交の立役者となる幣原喜重郎は第四回の合格者で、このとき取調課長として条約改正に取り組んでおり、この年の日米通商航海条約の締結に貢献していた。

外務省入省後の芦田は、外交官生活のほとんどをヨーロッパ在外勤務で過ごし、本格的な中国勤務は一度も経験することはなかった。⁽⁶⁾ ヨーロッパにおける任地は、ロシア、フランス、トルコ、ベルギーであり、いずれも大使館であった。こうした欧米勤務を中心とする経歴は、「外務省内での出世街道」であるとされており、一見すると芦田は、幣原ら当時の外務省主流を形成した欧米派外交官のよう思われる。⁽⁸⁾ しかし、鈴木九萬が「芦田さんは外務省では不遇だったのです」と回想しているように、⁽⁹⁾ 芦田は非主流派の外交官と見なされており、単純に欧米派に区分することはできない。なぜ芦田は省内において非主流派となったのだろうか。

その原因としてまず考えられるのは、芦田の対ソ協調論である。これまで芦田の対ソ協調論は、戦前における彼の外交論の特徴の一つとして言及されてきた。⁽¹⁰⁾ 先行研究が指摘するように、芦田は、ロシア革命に近代市民革命としての側面を見ており、共産主義に対する心情的反発を示すことはなかった。⁽¹¹⁾ シベリア出兵に対しても慎重で、出兵の必要はないとも取れる発言をした。⁽¹²⁾ また、革命直後の報告書で予測したように、⁽¹³⁾ 第一次世界大戦後にソ連の共産主義経済が行き詰まりを見せると、芦田はこれをソ連の民主化の兆しであると捉えた。⁽¹⁴⁾ 芦田は、対ソ承認によってその民主化を一層促進できるとした上で、⁽¹⁵⁾ 日ソ交渉北京会議について、「要するに日本の要求を日本が見切りをつけてしまへば、それで日露の国交は成立するのである」と述べて、利権の獲得よりも早期の国交正常化を優先すべきであるとの見解を示した。⁽¹⁶⁾ このように芦田は対ソ協調論を説くソ連通外交官であった。

しかし、芦田の対ソ協調論は必ずしも外務省の中で特異な位置を占めるものではなかった。確かに、英米協調を基軸とする欧米派は、ワシントン体制から排除されたソ連との協調に慎重であった。⁽¹⁷⁾ 加えて、ソ連の共産主義に対

する警戒感もあった。⁽¹⁸⁾ 対ソ提携に積極的であったのは、ワシントン体制に不満を持つ後藤新平や海軍など外務省外の集団であった。⁽¹⁹⁾ とはいえ、欧米派の幣原外相の下で日ソ基本条約が締結されたように、英米協調と両立する限りにおいて、対ソ協調は必ずしも排除されるものではなかった。むしろ、幣原は対ソ経済外交を推進することでソ連を国際協調の枠組に取り込むことを意図し、省内でもこうした政策路線が形成された。⁽²¹⁾ したがって、芦田の対ソ協調論は、欧米派の政策路線と一致するものであったといえる。

また、芦田と幣原ら欧米派との一致は、对中国政策における経済主義や不干渉主義についても確認できる。一九二〇年代の芦田は、ワシントン会議以来、門戸開放と機会均等を原則として对中国政策を進める幣原外交を擁護して、「従来の如くたゞ棍棒を振廻し」、「何時までもサーベルの音をさせて居っては、日本の貿易政策を有利に転換することは出来ない」と述べた。⁽²²⁾ 他にも、北伐の進展と南京事件によって幣原外交が国内から強い非難にさらされていたとき、わざわざ赴任先のトルコから寄稿して、「徒に感情に駆られて昂奮の余り前後をわきまへず積極的な行動に出ることは、事それが計画的に行はれたものでない限り、却て対支経済発展を頓挫せしめ」と述べて、幣原を支持した。

むしろ、一九二〇年代における幣原外交の批判者は、日英協調を説く吉田であった。そもそも吉田は第一次世界大戦後の新しい国際秩序に懐疑的であり、日英同盟の廃棄が決定されたワシントン会議に対しても積極的な支持を与えなかった。⁽²⁴⁾ 芦田がトルコから寄稿したちょうど同じ頃、奉天総領事であった吉田は治安維持のためには出兵すらも辞さない考えを示していた。⁽²⁵⁾ この北伐をめぐる芦田と吉田の対応の差異は、幣原外交との政策距離の遠近を象徴するものといえる。

それでは一体何が芦田を非主流派へと追いやったのであろうか。この要因を探る上で重要なのが外務省革新同志

会への参加である。よく知られているように、この革新同志会は、有田八郎や重光、堀内謙介、斉藤博らバリ講和会議に参加した少壮外交官たちを中心に、省内機構改革を目指して結成されたものであった。⁽²⁶⁾

結成に参加した少壮外交官たちは、ウィルソンの掲げた平和一四原則に象徴されるような第一次世界大戦後の新しい国際秩序や外交のあり方に敏感に反応し、これに対応するための外交体制を早急に整備しなければならないという危機意識を共有していた。⁽²⁷⁾ 彼らは革新同志会の活動を通じて、情報部や対支文化事業部などの新設、省外からの人材誘致や在外研究員制度などの実施、さらに職員や予算面での充実を実現するなど、一定の成果を残した。もともと、省内上層部はこうした少壮外交官の革新運動に批判的であり、決して積極的であった訳ではなかった。⁽²⁸⁾

芦田は、この革新同志会が「門戸開放」、「省員養成」、「機構の拡充強化」を中心に、二三項目にわたる「外務省革新綱領要目」を決定し、賛同者四六名の連記によってこの革新案の審議と実行に十分な権限を有する常設機関の設置を建議した際、その中に名を連ねている。⁽²⁹⁾ 革新同志会への参加は、芦田もまた日本全権随員としてバリ講和会議を体験し、その他の少壮外交官と同様に新外交に強い衝撃を受けたこと、また革新同志会の活動に消極的であった省内上層部の外交官たちとの間に世代的な距離感が生じたことを示唆するものといえる。

この点に関連して、芦田の新外交に対する感受性の高さを象徴するのが、彼の「国民外交」論である。一九二三年にフランスから帰朝した芦田は、革新同志会が省内機構改革案の第一に掲げた情報部の第二課長に就任している。課長時代の芦田は、数々の雑誌に外交評論を寄稿することにも、五冊もの著作を刊行し、講演活動にも積極的であった。⁽³¹⁾ これは、芦田が「外交を政府及外交官の専売制度から奪って国民外交にするには世論と議会が外交に関する知識を有し、外交政策に対する厳正な批判を有する様になければならない」と考えていたからであった。⁽³²⁾ 芦田は、新外交における外交の民主的統制の理念に強い影響を受け、外交についても議会が監督機能を果たし、政党は

これを政治的争点として民意に問うべきであるとする「国民外交」論を展開した。⁽³⁴⁾

しかし、多くの外交官は議会や政党が外交に介入することに対して批判的であり、芦田の主張するような「国民外交」論は受け入れられなかった。⁽³⁵⁾ 芦田の活動は省内では理解されなかったのである。

一方、この革新同志会については、幣原ら欧米派とは一線を画すアジア派の原点としても知られている。⁽³⁶⁾ アジア派は有田を中心とした政策派閥で、一九二七年に有田が亜細亜局長に就任したことを契機に形成された。有田は革新同志会の中核的存在でもあったことから、アジア派は革新派とも呼ばれるようになった。幣原が去った満州事变以後の外務省を掌握したのは、このアジア派であった。

もともと、革新同志会とアジア派とは直結している訳ではない。⁽³⁷⁾ 前述のように、革新同志会に参加した少壮外交官たちは新外交の影響を強く受けたものの、どの側面に注目するかについては個々の外交官の体験によって変わってくるからである。例えば、有田と同様に革新同志会からアジア派の流れを汲む重光は、一九二〇年代の中国勤務の体験が大きく作用した。そもそも重光は、第一次世界大戦によるヨーロッパ各国の東アジアからの撤退を歓迎しており、⁽³⁸⁾ 大戦後は中国勤務を通じてヨーロッパ各国が疲弊する中で国際秩序の多元化をもたらす民族自決要求や脱植民地化要求に敏感に反応した。⁽³⁹⁾ その結果、重光は中国ナショナリズムの積極的な取り込みを図り、英米協調よりも日中提携を優先するアジア派の中心的存在となった。⁽⁴⁰⁾

これに対して、芦田は革新同志会に参加したものの、アジア派に連なることはなかった。芦田は大戦後もヨーロッパ在外勤務をつづけ、数々の国際会議の経験を積んだ。具体的には、一九二〇年に開かれた国際連盟第一回総会、翌年の第二回総会にそれぞれ出席し、一九二二年にはジェノア経済会議とハーグ会議の二つの国際会議に参加している。その結果、芦田はアジアにおける民族自決問題よりも、ヨーロッパにおける普遍的国際秩序への取り組

みにより強い関心を抱くようになった。⁽⁴¹⁾ また人脈的にも芦田は、常設国際司法裁判所の判事を務めた安達峰一郎や国際連盟帝国事務局長として連盟外交を担った佐藤尚武らと親しい間柄であった。⁽⁴²⁾ 大戦後の芦田は、新外交の一つの帰結として誕生した国際連盟や連盟を中心とする多国間外交、連盟外交に携わる外交官の一人であった。

この連盟外交は、外務省の中で「一つの特別なセクション」として位置づけられるものであった一方、ワシントン体制における日米、日英関係や中国問題、ソ連問題に比べると、「連盟で何かやることは稍々本流から離れる」ものとして認識されていた。⁽⁴³⁾ 佐藤は、こうした連盟外交に対する本省の無理解な態度について批判的であった。⁽⁴⁴⁾ 佐藤は欧米派に区分される外交官として知られているが、連盟外交をめぐる同じく欧米派に区分される幣原らと必ずしも一致していた訳ではなかった。

このことは欧米派といっても一枚岩の存在ではないことを示している。⁽⁴⁵⁾ すなわち、欧米派の中には連盟外交に積極的な連盟派とでもいべき外交官を見いだすことができる。具体的には、安達や佐藤の他に、国際連盟日本代表を務めた石井菊次郎や国際連盟事務局次長を務めた杉村陽太郎らが挙げられる。幣原らが省内中枢に位置して本省主流を形成したのに対して、連盟派外交官の特徴は本省の重要な局課長に就くことなく、ヨーロッパ在外勤務を通じて連盟外交に携わるという点にある。⁽⁴⁶⁾ 大戦後の芦田の経歴は、まさに連盟派外交官に位置づけられる。

以上のように、芦田は新外交に強い影響を受けた少壮外交官であった。なかでも、芦田は外交の民主的統制の理念に注目し、外交政策の決定過程に議会や政党も関与すべきとする「国民外交」論を説くようになった。しかし、「国民外交」論の主張は、芦田を外務省の中で孤立させることになった。外務省による自律的で一元的な外交を正統と見なす霞ヶ関外交の中にあつて、芦田は自らが「異端扱いされて居る」とまで感じるようになった。⁽⁴⁷⁾ また、芦田の政策志向は、従来の欧米派とアジア派の二分法によれば欧米派に区分されるものの、欧米派の中でも幣原ら本

省主流とは異なり、在外勤務を中心として連盟外交に携わる傍流の連盟派に位置づけられるものであった。

第二章 芦田均の集団安全保障論と普遍的国際秩序観

前章では、なぜ芦田が外務省において非主流派となったのかについて論じた。結論として、芦田が霞ヶ関外交を否定し、政党による外交指導を求める「国民外交」論を展開したことをそのもっとも大きな要因として挙げた。しかし、芦田が満州事変を契機として外務省を退官することを決意したことは、事変の対応をめぐる外務省の方針と相違を来すようになったからであると考えられる。そこで本章では、前章で明らかにしたもう一つの点である連盟派外交官としての芦田に着目しつつ、彼の国際連盟に対する評価、集団安全保障論に対する認識を分析し、これらに対する外務省の態度と比較した上で、芦田が外務省を退官した理由を考察する。

第一節 国際連盟評価と普遍的国際秩序観の形成

一九二三年一月、情報部第二課長に着任した芦田は、フランス大使館時代の経験を基にして『巴里会議後の欧
洲外交』という一冊の本を刊行している。この中で講和会議の結果として成立したヴェルサイユ条約に対する芦田
の評価は意外なほどに低い。その理由は、ヨーロッパは再び勢力均衡方式を具体化しようとしており、それは戦争
の根本的な解決ではなく次の戦争を引き延ばすものでしかない、と芦田が考えていたからである。⁽⁴⁸⁾ 芦田は、ドイツ
の賠償問題を中心に、近東問題やソ連承認問題など戦後処理の至るところで英仏の対立が生じていること、また国
際連盟も機能せず、第一次世界大戦後の外交が「巴里平和会議に於ける最高会議に等しき組織を以て茲にも遺憾な
く大国専制の制度を一貫した」ものとなっていることを指摘した。⁽⁴⁹⁾

しかし、芦田は大戦後の国際秩序に全く失望した訳ではなかった。実際に、一九二四年八月にドイツの連合国に対する新賠償方式を取り決めたドーズ案が成立し、国際連盟では集団安全保障による平和維持の枠組みを強化するために、一九二三年に相互援助条約が、二四年にジュネーブ平和議定書がそれぞれ提出され、一九二五年一〇月にはドイツ西部の国境の現状維持を中核とするロカルノ条約が締結され、ヨーロッパは安定に向かい始めていた。

なかでも芦田が高く評価したのは、ロカルノ条約であった。ロカルノ条約の特徴は、国際連盟による集団安全保障体制の枠組みを補完する形でヨーロッパの地域秩序を形成した点にあった。⁽⁵⁰⁾ 国際連盟は「ロカルノ条約がその効力と有効期間に関する条項によって国際連盟と密接に連結したものとなった」との見解を示し、加盟各国もこれを歓迎した。⁽⁵¹⁾ 連盟日本代表を務めた石井菊次郎は、条約の成立を「国際連盟の最初の困難な時期に区切りをつけるものであると同時に、普遍的国際秩序の実現に向けての極めて重要な一歩」であると位置づけた。⁽⁵²⁾

芦田もまたロカルノ条約の中でドイツの連盟加盟に注目し、⁽⁵³⁾ 条約の成立に際して国際連盟の発展について言及した。芦田は、ロカルノ条約を「力の関係に過ぎなかった従来の国際関係を社会的正義に依って支配せしめよう」とする普遍主義に基づく国際秩序の形成に対する努力の成果として高く評価したのである。⁽⁵⁴⁾

第二節 『君府海峡通航制度史論』における集団安全保障論の展開

一九二五年九月にトルコ大使館へと転じた芦田は、一九二九年にボスボラス、ダーダネルス両海峡の通航をめぐるヨーロッパ国際政治の展開を研究した論文によって、東京帝国大学から法学博士の学位を授与された。翌年、論文は『君府海峡通航制度史論』として出版された。この中で芦田は、普遍的国際秩序として具体的に国際連盟を中心とする集団安全保障体制についての構想を明らかにしている。

芦田は、近東地域における第一次世界大戦後の処理をめぐる締結されたローザンヌ条約は「近東の局面に一大革命を与えた」と賞賛している。その理由は、第一に、ローザンヌ条約が、これまでの戦後処理の諸条約が有してきた利害の相反する団体間の合意という性質とは異なり、「共同の目的を追求する多数国家の間に締結せられた所謂 Law making treaty」であることを明記し、「国際法の原則として価値づけらるべき規範たる性質を備ふる」ものとなったことにある。⁽⁵⁵⁾ また、ローザンヌ会議で海峡通航の自由を取り決めた新海峡協約に地域大国であるソ連が参加したことも、多国間協調の枠組みの安定性を高めるものとして、芦田が歓迎する要因となった。⁽⁵⁶⁾

第二の理由は、この地域秩序を取り決めた協約が勢力均衡方式による安全保障を否定し、国際連盟による保障を規定したことである。以前のセーブル条約では、海峡通航を管理するために関係各国からなる海峡委員会が設立されたものの、実質的に海峡の自由通航を保障していたのは英仏伊三国の軍事力であった。これは英仏伊が地中海に政治的特殊の関係を有することを理由とする勢力圏外交の反映であった、と芦田は説明している。⁽⁵⁷⁾

一方、ローザンヌ会議による新海峡協約は、同じく関係各国からなる海峡委員会を設立させるとともに、海峡委員会が国際連盟の庇護の下に任務を遂行し、かつ任務遂行に関して国際連盟に報告をする義務を負うものとする規定した。加えて、新海峡協約は、海峡の自由通航や海峡地帯の安全が危機に陥る場合、国際連盟理事会はこれを保障するために適当と認める一切の方法を決定し、連盟理事会の決定があるときは全ての締約国がその決定により共同の措置を執ることも規定した。

芦田は、この新海峡協約が「大国の特殊の地位を撤廃し、海峡の国際化を実現化するために国際連盟の威力に信頼する方法を定め」たことを評価し、「新海峡協約が完全なる通航自由の原則を確立し、これを国際法の一部として承認した以上、将来君府海峡の通航制度をして時と共に消長ある歐洲の政治的勢力の反映たらしめることは世界

平和の爲めに断じて之を排斥しなければならない」と論じた。⁽⁵⁸⁾

以上のことから、芦田が、地域秩序の安定のためには勢力均衡方式よりも多国間協調の枠組みの方が望ましいと考えていること、また国際連盟が地域秩序に関与することを肯定的に捉え、国際連盟を中心とする普遍的国際秩序の形成を積極的に評価していることが確認できる。

しかし、それ以上にこの論文で注目すべき点は、芦田が海峡地帯の安全保障の改善案として集団安全保障論に極めて近い議論を展開していることである。⁽⁵⁹⁾ まず、芦田は海峡地帯の安全保障の欠陥を指摘した。具体的には、第一に、新海峡協約が海峡地帯の安全保障のために同地帯におけるトルコの武装解除を義務づけている一方で、武装解除の措置は他国による同地帯の攻撃を禁止するものでないこと、⁽⁶⁰⁾ 第二に、海峡の自由通航と海峡地帯の安全保障のための国際連盟理事会による決定は全会一致を原則とし、一致の決定が得られない場合には締約国は何らの義務も負わないことであつた。⁽⁶¹⁾

これに対して、芦田は改善案として海峡委員会の権限の拡張と海峡地帯の中立化の二点を挙げた。前者の提案において注目されるのは、海峡委員会を国際連盟の補助機関から「二分岐機関とし理事会に直屬せしめる」ことによつて、国際連盟と地域秩序の結びつきをより強固なものとしようとしている点である。⁽⁶²⁾

次に、後者の提案である中立化の措置は、海峡地帯における「一切の戦争行為を禁止する措置」として位置づけられるもので、先に挙げた二つの問題を解決するものであつた。芦田によれば、この措置によつて戦時において全ての国が同地域を交戦地域とすることを避けなければならないため、「国際紛争の結果を制限」することができるといふ。⁽⁶³⁾ 加えて、もし中立地帯への侵犯が生じた場合には、現在の武装解除の措置とは異なり、国際法違反として直ちに侵犯を防止するために共同の措置を執る義務が締約国に発生すること、⁽⁶⁴⁾ また共同の措置を義務づけること

によって、「国際関係の消長により海峡地帯の帰属に変更を加へんとする野心を除くものを予め防ぐことが出来る」⁽⁶⁵⁾ ことにも言及した。

芦田は、中立化の措置を国際紛争の「取締の方法」であり「予防的手段」であると位置づけている。⁽⁶⁶⁾ この中立化の措置に対する芦田の理解は、集団安全保障論の核となる制裁機能と抑止機能について十分認識していたことを示すものであるといえる。⁽⁶⁷⁾ また、国際連盟が直接的に海峡地帯の管理を行うものとする前者の提案と合わせて考えると、芦田が地域的な集団安全保障の枠組みとはいえ、その中心的役割を担うものとして国際連盟を位置づけていたこともわかる。⁽⁶⁸⁾

第三節 外務省の対中国政策と芦田均の普遍的国際秩序観

一方、こうした国際連盟を中心とする普遍主義に基づく取り組みに対して、幣原外交を含めて一九二〇年代の日本外交は一貫して消極的であった。⁽⁶⁹⁾ そもそも幣原は国際連盟の設立に際して否定的であったし、⁽⁷⁰⁾ 一九二四年の戦争違法化を目指すジュネーブ平和議定書に対して最後まで反対の姿勢を貫いたのは日本であり、これを指示したのは幣原であった。⁽⁷¹⁾ また、一九二九年の中ソ紛争に際して、幣原は中国の国際連盟への提訴やアメリカの不戦条約の精神に基づく共同声明による解決策に非協力的であった。⁽⁷²⁾ さらに満州事変直前の一九三一年、中国からの要請を受けて国際連盟による対中援助問題が本格化すると、幣原ら本省主流は明らかに冷淡な態度をとった。⁽⁷³⁾

こうした国際連盟を忌避する傾向は、日中提携を目指す重光らアジア派においてはなおさらであった。一九三〇年一月に中華臨時代理公使に就任した重光は、中国に対して外債整理問題や治外法権撤廃問題で譲歩の姿勢を示すことによって、英米に先んじて交渉の主導権を握り日中間の提携関係の樹立を模索していた。⁽⁷⁴⁾ その重光は、国際連

盟による対中援助が日中交渉の障害になるとして、強い警戒感を示した。⁽⁷⁵⁾このように幣原ら本省主流と有力派閥の重光らアジア派のいずれもが、中国問題に国際連盟が介入することに反対していた。

これに対して出先の連盟派外交官たちの対応は、中国問題に対する日本の主導性を確保しつつも、国際連盟の枠組みを重視するものであった。実際に、一九二八年の済南事件の解決交渉に際して、国際連盟事務次長兼政務部長を務めた杉村陽太郎は、日本の軍事行動を非難する中国国民政府が国際連盟に提訴することを阻止する一方で、「国際連盟存在の事実を考慮に入れ万事措置せられんこと本国の諸賢に対し希望に堪えず」として、列国との協調に比べて国際連盟を軽視する本省の方針に注意を促した。⁽⁷⁶⁾また、国際連盟による対中援助問題においても、日本を排斥しようとする連盟幹部に対して抗議する一方で、本省の方針を諷刺する際には、援助そのものには原則として賛成の態度を示すべきであり、日本の希望が実現するよう努力していることを強調した。⁽⁷⁷⁾このように中国問題への国際連盟の介入という点では、幣原ら本省主流と重光らアジア派は介入反対で一致しており、介入を容認する連盟派との間に政策的なずれが生じていた。

一九三一年九月に満州事変が勃発すると、このずれは決定的な相違となった。アジア派の重光は、国際連盟が満州事変に介入することを防ぐためにも、連盟脱退を辞さない強硬な態度をとるよう意見具申した。⁽⁷⁸⁾幣原も重光の意見に同調し、日中直接交渉による事変の解決を目指した。⁽⁷⁹⁾こうした本省の方針に対して、佐藤尚武が、中国問題について国際連盟が介入することに絶対反対との主張には「断して然らずと言ふに躊躇せず」と進言するなど、⁽⁸⁰⁾ジュネーブやパリで国際連盟との折衝に当たっていた連盟派外交官たちは、日本の孤立を懸念する電報を本省へと送ることになった。

このとき駐伊大使としてジュネーブの連盟総会に出席していた吉田は、連盟派外交官と同様に国際連盟との協調

を説いていた。吉田は、国際連盟による調査団の中国派遣を契機として、「帝国政府は英米特に英国政府に対し対支政策協調に関する具体案を以て協議を開始し」、「日英米協調を招来するの準備に取掛るべきものと信す」と主張した。⁽⁸¹⁾

もっとも、この意見具申でもわかるように、吉田が強調したのは、英米、とりわけイギリスとの協調を回復することであった。したがって、後日において「我も亦南中米、北欧諸国までが極東問題に容喙するとなりてハ遂に連盟加盟の利害に付更に考慮せざる得ざるべく、前途に懸念すべき事情茲生致居候事に御座候」と述べたように、吉田は国際連盟の枠組みそのものを重視した訳ではなかった。

一方、前章でも指摘したように満州事変以前の芦田は、幣原の対中国政策における経済主義や不干渉主義を支持していた。芦田は、日本が滿蒙地域に無制限に優先権を持つとする滿蒙特殊權益論⁽⁸³⁾に否定的であった。芦田の滿蒙權益に対する姿勢は、「日露戦争の犠牲等という感傷的文字を捨て」て、「条約上の当然の権利」を明確にし、その限度を定めるべきであるというものであった。⁽⁸⁴⁾さらに日本の滿蒙政策の行き詰まりの原因は、商工業者が過度に政府の保護を期待したことにあると指摘し、⁽⁸⁵⁾安価で良質な製品を作ることによって中国本土にも自然に経済発展することができるとの見解を示した。⁽⁸⁶⁾同時に、中国の市場としての価値は極めて大きく、「第三国人も亦其利益配当に参加せしめて然るべきである」とも述べて、⁽⁸⁷⁾中国問題に対する第三者の介入を容認する態度を示した。

また、芦田は中国におけるナショナルリズムの発達を認めつつも、国民政府が「圧倒的勢力を持ち得るかどうかは未知数である」として、その国家的統一を近い将来にはあり得ないとの見通しを持っていた。⁽⁸⁸⁾したがって、芦田は「支那政争の一派一派の消長にヤキモキして、吾等自身の浮沈瀬戸の如く焦慮するのは誠に愚の至りである」として、不干渉政策を支持していた。⁽⁸⁹⁾

しかし、満州事変が勃発し、幣原が国際連盟の介入を排除する姿勢を見せると、連盟派の芦田は幣原の方針に危機感を募らせた。満州事変当時、駐ベルギー臨時代理大使であった芦田は、ベルギー外相から「安全保障が一に連盟の威信を強める事にありとの信念」を告げられ、また次官からはアメリカのスティムソン・ドクトリンに対して「連盟規約及不戦条約の義務に反して為されたる協定若は事態を承認する意無き事を明白にせる事は極めて興味ある事なり」との意見を相次いで聞くことになった。⁽⁹¹⁾ 芦田にとって満州事変は、極東の地域紛争にとどまらない国際連盟を中心とした普遍的国際秩序を揺るがすものであるとともに、国際連盟の介入を頑なに拒絶する本省主流の幣原やアジア派の重光らとの国際政治観をめぐる差異を浮き彫りにするものであった。

一九三二年二月一〇日、芦田は急遽帰朝し、外務省を退官した。直後の総選挙に出馬した芦田は、政党政治家への転身の理由について、「満州事変以来余りにも虐げられた日本の外交を建直すことが御奉公の一端であると思込んでかすかなる努力を致さんとの一念」からであったと語った。⁽⁹²⁾ この決断の背景には、政党による外交指導を求め「国民外交」論の影響があったことは間違いない。しかし、同時に連盟派外交官として国際連盟を重視してきた芦田が、本省の方針に異議を唱えるためでもあった。次章で詳述するように、政党政治家となった芦田は、軍部のみならず国際連盟の介入を拒絶する外務省の方針に対しても強い批判を加えていくことになるのである。

(1) 吉田の比較対象として芦田の存在にはじめて注目したのは、「芦田均日記」を編纂した進藤榮一氏である。「芦田均日記」は戦後の部分が下河辺元春・進藤榮一編『芦田均日記』全七巻（岩波書店、一九八六年）として刊行されており、各巻には進藤氏による解題が付されている。研究としては、進藤榮一「戦後政治と芦田均——『保守本流』に関する一考察——」『国際政治』第八五号（有斐閣、一九八七年五月）五五―七七二頁がある。その後も、「吉田路線」をめぐって、その比較対象として芦田の再軍備論が分析された。代表的な研究として、大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム——保守、リベラル、社会民主主義者の防衛観——』（中央公論社、一九八八年）一五五―一七七頁、植村秀樹『再軍備と五五年体制』

(木鐸社、一九九五年) 八四～八九頁、中島信吾『戦後日本の防衛構想』(慶應義塾大学出版会、二〇〇六年) 一〇一～一〇四頁、楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成』(ミネルヴァ書房、二〇〇九年) 一八九～一九五頁などが挙げられる。他に、芦田の外交論、安全保障論を中心に分析したものと、金俊燮「芦田均の再軍備論考」広島大学『社会文化論集』第三号(一九九四年三月) 一三五～一六六頁、竹中佳彦「芦田修正」再考』北九州市立大学法政論集』第三〇巻第一・二合併号(二〇〇二年八月) 一～五八頁、三戸英治「芦田均の外交・安全保障論」吉田派・反吉田派との比較の中で——『六甲・京論集』第五二巻第一号(二〇〇五年) 一～四七頁、植田麻記子「占領初期における芦田均の国際情勢認識——『芦田修正』から『芦田書簡』へ——」『国際政治』第一五一号(有斐閣、二〇〇八年三月) 五四～七二頁などが挙げられる。

(2) 進藤氏は、朝鮮戦争の勃発が「芦田の軌跡の第二期を画している」と指摘する(進藤榮一「第三巻解説——昭電事件と再軍備運動と——」『芦田均日記』第三巻、七頁)。

(3) 進藤氏によれば、芦田の外交論は、「ヨーロッパ近代」の延長上であり、外交を欧米列強の「力の均衡」ゲームを軸に見すえ、西欧との協調を説くリアリズム外交論であり、ヨーロッパ近代の植民地主義者の外交論と近似している」と指摘し(進藤榮一「解題——日記と人と生涯——」『芦田均日記』第一巻、三五頁、戦後における再軍備論への転換について、リアリズム外交論者としての芦田像を強調し、ナシヨナリズムと自衛権の観点から説明している(前掲、同「第三巻解説——昭電事件と再軍備運動と——」三～一頁を参照)。この進藤氏によるリアリストとしての芦田像は現在でも定着しているといつてよい。

(4) 外交官時代にまで遡って芦田を分析しているのは、前掲、進藤榮一「解題——日記と人と生涯——」を除くと、戦前期の芦田の足跡をまとめた、三川讓二「芦田均とその時代の研究」(二〇〇一——二〇〇三年度文部科学省科学研究費補助金研究報告書、二〇〇四年)があるだけで、本格的な研究はない。

(5) 一九二〇年代の日本外交を分析した先行研究において、幣原と田中義一のパーソナリティに注目して、「幣原外交」と「田中外交」として対比して論じるものがある(例えば、馬場伸也『満州事変への道——幣原外交と田中外交——』中央公論社、一九七二年を参照)。この分析視角によると、多国籍間協調システムとしてのワシントン体制を尊重する「幣原外交」と、旧外交的な二国間同盟政策を追求する「田中外交」が対照的に描かれる。そして、吉田は外務省の中では数少

ない、「田中外交」の系譜に属する外交官とされる(ジョン・ダワー・大窪憲二訳『吉田茂とその時代』上巻TBSブリタニカ、一九八一年、八四―九四頁を参照)。また、満州事変前後の外務省の対中国政策について、吉田と重光という二人の外交官の外交理念を内在的に分析し、「英米協調」と「日中提携」として対比して論じるものがある(例えば、酒井哲哉『英米協調』と『日中提携』、『年報日本近代研究』二『山川出版社、一九八九年、六一―九三頁を参照』)。この分析視角によれば、「幣原外交」と「田中外交」との間には、中国をもっぱら市場として把握する点、英米協調を志向する点で共通性が見いだされる。他方で、重光はワシントン体制下における中国を交渉相手国として捉え、これを積極的に取り込もうとする日中提携路線を追求した外交官として位置づけられる(小池聖一『国家』としての中国、『場』としての中国——満州事変前、外交官の対中国認識——『国際政治』第一〇八号、有斐閣、一九九五年三月、一四八―一六〇頁、服部龍二『中国外債整理交渉における幣原外相と重光駐華臨時代理公使』『国際政治』第一一三号、有斐閣、一九九六年二月、一六七―一八〇頁を参照)。以上の点を踏まえて、本稿では、(一)ワシントン体制を日英米三国による協調システムとして尊重する一方、新外交を経済主義として解釈し、ワシントン体制下の中国をもっぱら市場として把握する幣原、(二)第一次世界大戦後も旧外交による二国間同盟政策を追求し、日英協調を模索した吉田、(三)新外交における民族自決の理念を重視し、中国の脱植民地化要求に積極的に呼応した重光、という三者に整理した上で、国際連盟や戦争違法化、集団安全保障の理念に対する評価及び態度について芦田との比較を行う。

- (6) 芦田の外交官としての経歴は以下の通りである。明四四・九外交官及領事館試験合格 大一・八外交官補・露国在勤 六・二二大使館三等書記官・露国在勤 七・三仏国在勤 九・七大使館二等書記官・仏国在勤 一一・二外務事務官・情報部第二課 一二・六外務書記官・情報部第二課長 一三・六兼情報部第三課長 一四・九大使館一等書記官・トルコ在勤 昭四・四法学博士 四・四大使館参事官 五・一帰朝 五・三ベルギー在勤 七・二帰朝 七・二依願免本官(秦郁彦『戦前日日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、一九八一年、一九頁を参照)。なお、芦田の中国勤務について、一九三〇年三月六日から四月三日まで中国に出張視察したことが確認できる(本省並在外公館員出張関係雑件 本省並在外公館員海外出張ノ部)第一巻、外務省外交史料館所蔵、外務省記録M2.2.0.1-3)。

(7) 吉田茂『回想十年』第四卷(新潮社、一九五八年)九二―九三頁。

(8) 一九二〇年代における外務省は欧米派とアジア派の二つの政策派閥に区分される。この中、欧米派が主流で、幣原の

他に出淵勝次、佐藤尚武、広田弘毅らが挙げられる。一方、アジア派の外交官としては、有田八郎、重光、谷正之、白鳥敏夫らが挙げられる（白井勝美「外務省——人と組織——」細谷千博他編『日米開戦史——開戦にいたる一〇年——』第一巻、東京大学出版会、一九七一年、一七七頁を参照）。

(9) 内政史研究会『鈴木九萬氏談話速記録』（一九七四年）一八頁。鈴木は一九二二年入省。芦田のフランス在勤時代、外交官補として同じ勤務地であった。戦後は横浜終戦連絡事務局長として外相の芦田を補佐した。

(10) 前掲、進藤榮一「芦田均と戦後改革——『保守本流』に関する一考案——」五六―六一頁を参照。

(11) 前掲、進藤榮一「解題——日記と人と生涯——」二五―二九頁を参照。

(12) ロシアから帰国した芦田は、「二億以上の人口を有する民族が全く他国の権力に圧伏されて終った例は歴史にない事であり、又ロシアの国民性は他民族に征服せられ終る程無気力のものとも思へないのであります」と述べて、出兵の根拠とされた独禍東漸の論理を否定した（芦田均「露西亜革命立見の記」『雄弁』第八卷第六号、一九一七年五月一日、九七頁）。

(13) 芦田は、ボリシェビキの土地国有論が「農民年来の希望に反する」こと、労働者階級を重視する政策はロシアで大多数を占める農民の支持を得られるか疑問であることを指摘して、共産主義経済が存続する可能性が低いとの見解を示していた（『露国戦時産業概況』大正六年一月調査、外務省調査政務局71／アジア歴史資料センター B02136302700、三七―四一頁、九八―九九頁を参照）。なお、本稿では史料の引用に当たって、カタカナをひらがなに、旧字体を原則として新字体に改めた。

(14) ソ連の新経済政策について、「人性と常識と、経済の原則とは凡ての人為に打勝って生活を自然の法則に引戻さんとしつゝ、ある」と分析し、「ロシアの現在はプロレタリアの独裁より、民主政治に移らむとする過渡期を歩みつゝある」との見解を示した（芦田均「労農執権第六年」『外交時報』第四六七号、一九二四年五月一日、六九―七〇頁）。他にも、この時期の芦田は繰り返しソ連の経済政策の変化と政治的民主化の関係を述べている（同「農村問題を中心とするロシアの政治問題」『外交時報』第四八七号、一九二五年三月一日、一七―三四頁、同「労農露国財政経済の現状」『龍門雜誌』第四三八号、一九二五年三月二五日、一一―二三頁を参照）。

(15) 芦田は、イギリスの対ソ承認について、新経済政策を進める「現在のソヴェット幹部の地位を強固にし、又将来その

政策の右傾的傾向を助長するに与つて力あるもの」として評価し、日ソ復交にも期待を表明していた(芦田均「英国のソヴェット承認とその波紋」『改造 第六卷第三号、一九二四年三月一日、一六〇―一六一頁。)

(16) 芦田均「露西亜対日本及び列強」『朝鮮公論』第二二卷第一号(一九二四年二月一日)二三頁。

(17) 小林幸男「日ソ政治外交史」(有斐閣、一九八五年)八三―八五頁、一二二―一三八頁を参照。

(18) 東郷茂徳『東郷茂徳外交手記―時代の一面―』(原書房、一九六七年)五〇―五二頁を参照。

(19) 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』(東京大学出版会、一九九二年)一五一―一五四頁を参照。

また、後藤の外交構想について、北岡伸一『後藤新平』(中央公論社、一九八八年)二〇〇―二〇六頁を参照。

(20) 枢密院における日ソ基本条約の審査の際、幣原は「大局より観察すれば寧ろ彼等(ソ連)を国際団体の中に引入れ彼等の主腦者と密接なる関係を作り彼等に安心を与へ徐々に彼等を国際道德の目標に導くこと彼等の為には勿論列国の為にも得策なり」と述べた(『枢密院会議事録』第三四卷、東京大学出版会、一九八六年、二四五頁)。

(21) 日ソ復交後の対ソ方針として、幣原直系の出淵勝次次官は「露国と雖も国際団体に仲間入りし経済的に国力の発展を図る必要上徐ろに其の態度を改むべきは想像に難からざる所なり第二第三の『ネップ』実現を見ること蓋し遠きにあらざるべし」との見解を示した(一九二七年九月三〇日付出淵外務次官口述筆記「我が国の対ソ提携基本方針について」『日本外交文書』昭和期I第二部第三卷、一一頁)。

(22) 芦田均「経済と外交」『大阪銀行通信録』第三四二号(一九二六年二月二五日)四三頁。

(23) 芦田均「支那に於ける日本の経済的地位」『実業之世界』第二四卷第五号(一九二七年五月一日)八五頁。

(24) 吉田は後年の回想の中で、第一次世界大戦後の国際秩序について、帝国主義の原則が否定されたにも関わらず実質的に植民地が存続したこと、日本の提案した人種平等の原則が否定されたことを挙げて、「なんともくらくはぐくな印象を与え」、「完全に国際連盟規約に従つてやっていたののかどうか疑わしかった」と述べている(吉田茂『日本を決定した百年』日本経済新聞社、一九六七年、五四―五六頁)。

(25) 一九二七年四月二一日付在奉天吉田総領事発木村重細重局長宛電報、『日本外交文書』昭和期I期第一卷第一、一四九―一五〇頁を参照。

(26) 外務省革新同志会の結成の経緯について、外務省百年史編纂委員会『外務省の百年』上巻(原書房、一九六九年)七

三九〜七四六頁を参照。

(27) 重光葵『外交回想録』(毎日新聞社、一九五三年)四三〜四四頁、有田八郎「馬鹿八と人はいう」『日本外交史人物叢書 第一六卷(ゆまに書房、二〇〇二年)二六〜二九頁、堀内干城「中国の嵐の中で」『日本外交史人物叢書』第三三卷(ゆまに書房、二〇〇二年)四三〜四四頁を参照。

(28) 例えば、当時外務次官であった埴原正直は、革新同志会を「省内の秩序を乱す過激分子と見なし」ており、その中心的存在であった有田を「敬遠」し、シヤムの代理公使に転出させた(澤田寿夫編「澤田節藏回想録——外交官の生涯」『日本外交史人物叢書』第一九卷、ゆまに書房、二〇〇二年、六二頁)。

(29) 「外務省官制及内規関係雑件」(外務省外交史料館所蔵、外務省記録M.1.2.0.2)。

(30) 情報部設置の経緯に関して、前掲『外務省の百年』上巻、一〇二八〜一〇三九頁を参照。

(31) 「情報部関係講演関係雑纂 本省職員之部」(外務省外交史料館所蔵、外務省記録J.3.1.381)によると、芦田の講演回数は約一年半の課長時代の一五回を数える。

(32) 芦田均『列強の政戦』(大阪毎日新聞社、一九二四年)二三頁。

(33) Cecil D. Burns, *International Politics* (London, 1920), p. 129. において「外交の伝統における最悪の要素の一つである政府間の秘密交渉が条約システムを危機に陥れた」という部分に、芦田は傍線を引いている。他にも、第一次世界大戦の原因論の中で、「若し独逸が世界戦争よりも一代前に完全な議会制度をもつてゐたならば、此大戦争は決して起こらなかった」との説に立ち、「秘密外交は大戦を誘ふた原因の一つであることは明白である」と論断している(芦田均「世界戦争の思想的背景(一)」『国際法外交雑誌』第二四卷三号、一九二五年三月一五日、四三頁、同「世界戦争の思想的背景(二)」『国際法外交雑誌』第二四卷第四号、一九二五年四月一五日、一六頁)。

(34) 前掲、芦田均『列強の政戦』三三頁を参照。

(35) 後年の芦田の回想によれば、自らの著作活動に対して「上司は余り好い顔をしなかった」と述べている(芦田均「世相さまざま(二五)」『東京だより』第二六号、一九五一年九月一日、四三頁)。政党による外交の介入に批判的な外交官の意識は、その政策的位置の異同にかかわらず一致していた。例えば、田中外交期、吉田は「霞ヶ関畑」の専任外相の必要性を強く主張し(伊藤隆・広瀬順昭編『牧野伸顕日記』中央公論社、一九九〇年、一九二七年七月八日の条、重光も

政党対立が外交へ波及することに強い危機感を持っていた（日支関税協定条約改正の準備）「重光葵関係文書」、一B—〇二、衆議院憲政記念館所蔵、小池聖一「外務省記録と『重光葵関係文書』について——日中関税協定関係史料を二例に——」『外交史料館報』第七号、一九九四年三月、六七頁を参照。この点、当時の代表的な国民外交論者である信夫淳平の「外交当局官人は、よしんば口にこそ発せざれ、胸中動もすれば議会政治を厄介視し、憲政国に於ては外交は常に議会の掣肘を受け、其敏活の行動、一定の方針の遂行に迷惑少なからず、此の点に於て専制国は憲政国に勝れり、との思想が深く浸潤するやうに見へる」との指摘は的を射ている（信夫淳平『外政監督と外交機関』日本評論社、一九二六年、二二七—二三八頁）。こうした外務省の自律性と外交官の特別官意識について、千葉功『旧外交の形成』日本外交一九〇〇—一九一九（有斐閣、二〇〇八年）第一部を参照。

(36) 前掲、白井勝美「外務省——人と組織——」一一七頁を参照。

(37) 例えば、前述の革新同志会の四六名の中には、後に幣原直系と見なされる佐分利貞男や国際連盟事務局次長として連盟外交を担う杉村陽太郎の名前を見いだすことができる。

(38) 前掲、重光葵「外交回想録」一一—一二頁を参照。

(39) 前掲、酒井哲哉「英米協調」と『日中提携』一八八頁を参照。

(40) 例えば、一九二五年の北京関税特別会議における会議冒頭の関税自主権承認演説や一九三〇年から三一年にかけて行われた中国外債整理交渉において、重光は幣原の方針に反して日中提携を模索したことが明らかにされている（前者に関して、馬場伸也「北京関税特別会議にのぞむ日本の政策決定過程」細谷千博・綿貫謙治編『対外政策決定過程の日本比較』東京大学出版会、一九七七年、三七五—四一七頁、前掲、酒井哲哉「英米協調と日中提携」六七—七〇頁を参照。後者に関して、前掲、小池聖一「『国家』としての中国、『場』としての中国——満州事変前、外交官の対中国認識——」

一四八—一六〇頁、前掲、服部龍二「中国外債整理交渉における幣原外相と重光駐華臨時代理公使」一六七—一八〇頁を参照。また、重光自身の回想として、前掲、重光葵「外交回想録」五三—五四頁、八九—九一頁、同「佐分利公使の死」『中国研究月報』第四八九号、一九八八年一月、三九頁を参照。

(41) ただし、芦田は民族自決問題に全く無関心であった訳ではない。芦田はトルコ勤務を通じてイスラム教徒のナシヨナリズムに注目しており、なかでもトルコ革命を高く評価した（芦田均「回教民族の動き」『外交時報』第六〇七号、一九

三〇年三月一五日、二八―三九頁、同「トルコ革に於ける革命運動について」『法学協会雑誌』第四八卷第七号、一九三〇年七月一日、一六一―一六七頁を参照)。他にも、Hans Kohn, *Nationalism and Imperialism in the Hither East* (London, 1932), p. 5. において、「未来の歴史家は、第一次世界大戦後の最初の一〇年をヨーロッパの世界における重要性の相対的低下の始まりであると記すだろう。さらに、三つの明白な事実、すなわち、アメリカの経済的支配、革命ロシアの興隆、そして『未だかつて歴史になかった東洋における民族意識の覚醒』によって、東洋世界が能動的なアクターとして国際政治に参入してくることを目撃するだろう」という部分に、芦田は傍線を引いている。しかし、芦田は、過度な排外主義、亜細亜連盟や回教国同盟には否定的であり、東洋世界が近代化によって西欧国家システムに参入することが望ましいと考えていた。(前掲、芦田均「回教民族の動き」二三頁、三八―三九頁を参照)。

(42) 安達は一八九二年入省。安達と芦田はバリ講和会議、国際連盟第一回、第二回総会に共に参加した経験を持つ。また、「安達峰一郎関係文書」には芦田からの五通の書簡が残されている。その中には夫人同士のやりとりも含まれており、個人的にも親密な関係にあったことを窺わせる(一九三二年六月一八日付安達鏡子宛芦田寿美書簡「安達峰一郎関係文書」一六一―三、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。佐藤は一九〇五年入省。芦田のロシア、フランス、ベルギー在勤時代の上司であった。他にも、佐藤がハーグ会議日本代表を務めた際、芦田がこれを補佐した(佐藤尚武「回顧八十年」時事通信社、一九六三年、一六〇―一六三頁を参照)。

(43) 前掲『鈴木九萬氏談話速記録』一六頁。鈴木は国際連盟帝国事務局に勤務した経験を持っている。

(44) 佐藤尚武監修・鹿島平和研究所編『国際連盟における日本』(鹿島研究所出版会、一九七二年)四五三―四五四頁を参照。

(45) こうした前提に立って、一九二〇年代の外務省内の政策派閥について、幣原を中心に彼と深い人的関係にある出淵勝次や佐分利貞男らを幣原派として分類し、その政策過程を分析したものに、服部龍一「幣原喜重郎の政策と人脈」『中央大学論集』第二七号(二〇〇六年三月)二二―五七頁がある。他に、同「幣原喜重郎と二十世紀の日本——外交と民主主義」(有斐閣、二〇〇六年)第一章、第三章、第四章も参照。

(46) 石井は一八九〇年入省。一九二〇年代の国際連盟理事会日本代表の大半は、石井と安達によって担われた。その石井によれば、「安達君くらい外国の在勤の長くて、本省の勤務の短いという人はまずほかにな」かったという(石井菊次郎

「連盟時代」『世界の良心 安達峰一郎博士』財団法人安達峰一郎記念館、一九六九年、一五一頁。また幣原、佐藤、杉村との関係について、石井は幣原を引き立てており、佐藤と杉村も同じく「石井スクール」に属するという（前掲『鈴木九萬氏談話速記録』一七頁）。しかし、幣原と佐藤、杉村の経歴の差は歴然としており、佐藤は一九三七年の外相就任まで一度も本省勤務に就いたことがなく、杉村も一九一九年の条約局第二課長を唯一の例外として本省の枢要なポストに就いたことはない（前掲、秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』一〇八、一三〇頁を参照）。

(47) 一九三〇年三月一日付鶴見祐輔宛芦田均書簡「鶴見祐輔文書」一八一三（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

(48) Burns, *op. cit.*, p. 141. において、「バランス・オブ・パワーが日々の戦争を先延ばしにすることで大きな戦争がますます避けられないものとなる。ヴェルサイユ条約においてバランス・オブ・パワーは再び具体化されたのであり、このバランス・オブ・パワーが国家間の関係を規定する限り、先の大戦よりも大きな戦争は全く避けられないものとなる」という部分に、芦田は傍線を引いている。

(49) 芦田均『巴里会議後の欧州外交』（小西書店、一九三三年）四七四頁。

(50) ロカルノ条約の諸規定と国際連盟との具体的な関係について、植田隆子『地域的安全保障の史的研究——国際連盟時代における地域的安全保障制度の発達——』（山川出版社、一九八九年）六一―六五頁を参照。

(51) League of Nations, *Monthly Summary of the League of Nations Supplement December 1925* (Geneva, 1925), p. 1, pp. 21-25.

(52) *Ibid.*, p. 24.

(53) George Glasgow, *From Dates to Locarno: being a critical record of an important achievement in European diplomacy, 1924-1925* (London, 1925), pp. ix-xi. において、「一番目に重要なことは『スイスの国際連盟加盟』とのラムゼイ・マクドナルドの言葉が引用された部分に、芦田は傍線を引いている。

(54) 芦田均「欧州安定の問題——平和議定書から安全保障へ——」『国際知識』第五卷第一号（一九二五年一月一日）八一頁。

(55) 芦田均『君府海峡通航制度史論』（巖松堂書店、一九三〇年）四四五頁。

(56) もっとも、ソ連は条約を調印したものの批准せず、「露国多数の識者が現行の海峡制度に不満足である一事は軽々に

看過す可らざる現象である」として、芦田はそのことを憂慮した(同前、五二七頁)。

(57) 同前、四〇三頁。

(58) 同前、一四〇一五頁。

(59) 集団安全保障という用語が外交用語として一般的に使用されるのは一九三二、三三年頃であり、概念として自立するのは一九三〇年代初めであるとされる(濱口学「集団安全保障」加藤友康編『歴史学事典』第七卷、弘文堂、二〇〇〇年、三〇八―三〇九頁を参照)。他に、同「両大戦間期の外務省記録に現れた『集團的安全保障』」『外交史料館報』第二四号(外務省外交史料館、二〇〇〇年八月)三一―四七頁も参照。

(60) 前掲、芦田均『君府海峡通航制度史論』四八一―四八二頁を参照。

(61) 同前、四九三頁を参照。

(62) 同前、五二九―五三〇頁。

(63) 同前、四八二―四八三頁。

(64) 同前、四八四―四九三頁を参照。

(65) 同前、五三〇―五三一頁。

(66) 同前、四八三頁。

(67) 集団安全保障とは、「理念的にいえば、主権国家からなる国際社会において、ある国が他の国を軍事的に侵略した場合、他のすべての国が侵略国に対して制裁を加え、そのことによって侵略行動をやめさせ、侵略された国の主権を回復し、現状復帰する仕組み」であり、「もしこのような仕組みが現実の世界において有効に作動することが明らかにされれば、たとえ侵略を考えている国があるとしても、その国は、もし侵略行動を起こした場合、他のすべての国を相手にしなければならぬこと」から、侵略行動をとることはない」という、制裁機能と抑止機能からなる(山本吉宣「集団安全保障」国際法学会編『国際関係法辞典』第二版、三省堂、二〇〇五年、四五三頁)。

(68) 国際法学者の横田喜三郎は、この芦田の改善案を「特に貴重なもの」として高く評価している(横田喜三郎「紹介 芦田均『君府海峡通航制度史論』」『国際法外交雑誌』第二九卷第六号、一九三〇年七月一日、七三頁)。横田も新外交の思潮に共鳴した人物であり、大戦前後からつづく戦争違法化の流れを強く支持するとともに、国際連盟を中心に据えた集

団安全保障の構想を論じた。横田の芹田に対する評価は、戦争違法化と国際連盟を中心とする集団安全保障の理念の共通性によるものであると考えられる。なお、戦間期における横田の安全保障論について、片桐庸夫「横田喜三郎の安全保障観——戦間期を中心として——」『社会科学討究』第二一九号（一九九九年一月）五一～八六頁、また戦中、戦後にわたる安全保障論や国際政治観について、竹中佳彦『日本政治史の中の知識人』上・下巻（木鐸社、一九九五年）の横田に関する部分を参照。

(69) 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制』（吉川弘文館、二〇〇二年）第一章、第三章、小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』（吉川弘文館、二〇〇二年）第三章、篠原初枝『戦争の法から平和の法へ——戦間期のアメリカ国際法学者——』（東京大学出版会、二〇〇三年）一三七～一四四頁を参照。幣原の認識について、西田敏宏「幣原喜重郎の国際認識——第一次世界大戦後の転換期を中心として」『国際政治』第二三九号（有斐閣、二〇〇四年二月）九一～一〇六頁、同「ワシントン体制と国際連盟・集団安全保障——日・米・英の政策展開を中心として——」伊藤之雄・川田稔編『20世紀日本と東アジアの形成 1867～2006』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年）四七～六六頁を参照。

(70) 当時外務次官であった幣原は、ウィルソンの一四カ条を検討する際に、「国際連盟について、「利害関係国相互の直接交渉によらず、こんな円卓会議で我が運命を決せられるのは迷惑至極だ」と述べた（幣原平和財団編『幣原喜重郎』幣原平和財団、一九五五年、一三六～一三七頁）。

(71) 一九二五年八月二八日付幣原外務大臣発在仏国石井大使宛電報、『日本外交文書』大正一四年第一冊、一〇〇頁、海野芳郎『国際連盟と日本』（原書房、一九七二年）五〇～五六頁を参照。

(72) 中ソ紛争に対する日本の対応について、白井勝美「一九二九年中ソ紛争と日本の対応」同『日中外交史研究——昭和前期——』（吉川弘文館、一九九九年）一八～四四頁を参照。

(73) 例えば、対中援助の調査に際して来日したソルター連盟経済部長に対して、幣原系の永井松三次官は、日本が中国において最も緊密な利害関係を持っていること、また中国の事情に最も精通していることを指摘し、国際連盟による不用意な援助は「連盟の爲め不幸なる結果を招来するの虞あること」を告げて、その活動を牽制している（『国際連盟対支技術的援助問題一件』第一巻、外務省外交史料館所蔵、外務省記録 B.9.7.0.8）。他に、前掲、海野芳郎『国際連盟と日本』一五九～一六五頁も参照。

- (74) 前掲、服部龍二「中国外債整理交渉における幣原外相と重光駐華臨時代理公使」一七四頁。
- (75) 一九三〇年一〇月三日付在中国重光臨時代理公使幣原外務大臣宛電報、『日本外交文書』昭和期Ⅰ第二部第二卷、二七九～二八〇頁、一九三二年三月七日付在中国重光臨時代理公使幣原外務大臣宛電報、『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第五卷、六九三～六九四頁を参照。
- (76) 「国際連盟事務局関係一件 東京支局関係 杉村次長報告集」(外務省外交史料館所蔵、外務省記録 B.9.1.0.44)。
- (77) 一九三二年五月一〇日付在パリ澤田節藏連盟事務局局長幣原外務大臣宛電報、『日本外交文書』昭和期Ⅰ第二部第二卷、二九八～二九九頁を参照。
- (78) 一九三二年九月三日付在上海重光公使幣原外務大臣宛電報、『日本外交文書』滿州事変第一卷第二冊、三二四～三二五頁、一九三二年一〇月一九日付在上海重光公使幣原外務大臣宛電報、『日本外交文書』滿州事変第一卷第三冊、三四五～三四六頁を参照。
- (79) 前掲、海野芳郎『国際連盟と日本』一八一～一八三頁を参照。
- (80) 一九三二年一〇月二日付在ベルギー国佐藤大使宛幣原外務大臣宛電報、『日本外交文書』滿州事変第一卷第三冊、三七四～三七六頁。
- (81) 一九三二年一月二三日付在イタリア国吉田大使宛犬養外務大臣宛電報、『日本外交文書』滿州事変第二卷第二冊、六～九頁。
- (82) 一九三二年三月三日付牧野伸顕宛吉田茂書簡、財団法人吉田茂記念事業財団編『吉田茂書簡』(中央公論社、一九九四年)六二八～六二九頁。
- (83) 滿蒙特殊權益をめぐる認識について、例えば、加藤陽子『滿州事変から日中戦争へ』(岩波書店、二〇〇七年)第二章を参照。
- (84) 芦田均『高速度支那の旅』(出版社不明、一九三〇年)七三～七四頁。本書は複写されたものを福知山市芦田均記念館で確認することができる。
- (85) 同前、六一頁。
- (86) 同前、七四頁。

- (87) 同前。
- (88) 同前、二四頁。この芦田の見通しは、おそらく出張視察した時期が中原大戦直前の時期に当たり、国民党内の対立や軍閥間の争いが激化していたためであると思われる。
- (89) 同前二八頁。
- (90) 一九三二年一月八日付在ベルギー国芦田臨時代理大使発幣原外務大臣宛電報、『日本外交文書 満州事変第一巻第三冊、四八五―四八六頁。』
- (91) 一九三二年一月一日付在ベルギー国芦田臨時代理大使発犬養外務大臣宛電報、『日本外交文書 満州事変第二巻第二冊、二二三頁。』
- (92) 芦田均「審かんとする者審かる」『政界往來』第四卷第三号（一九三三年三月一日）八八頁。